

薬生食監発0731第1号

平成29年7月31日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長

(公 印 省 略)

デンマークから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成28年9月12日付け生食監発0912第2号により A/S Hjalmar Nielsen. Eksport- og Importforretning (施設番号 126)からの貨物の輸入手続きを停止しているところです。

今般、本事案に関して、デンマーク政府から提出された原因究明及び改善措置に関する調査報告書を踏まえ、以下のとおり当該施設からの貨物の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

1 平成29年7月31日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来どおり、平成28年2月2日付け生食監発0202第2号に基づいて取り扱うこととします。

2 当該施設において処理された牛肉等のうち、平成29年7月30日以前に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を検疫所あて報告するよう指導願います。

平成28年9月12日付け生食監発0912第2号については廃止します。